九　低速走行時照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第２項に定める性能を損なわないように取り付けなければならない。

十　被牽引自動車に備える低速走行時照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。

5　次に掲げる低速走行時照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯

三　法第75条の３第１項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える低速走行時照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯

（車両後退表示投影装置）

第214条の２　車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の２第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、第４号に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又は協定規則第48号の規則5.36.5.の規定に適合するものは、この基準に適合するものとする。

二　車両後退表示投影装置の灯光の色は、白色であること。

三　車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、車両中心面に平行な１つ以上の同一の白色長方形によって一列に構成されるものを１個とし、２個まで投影することができるものとする。この場合において、複数の表示は互いに重ならないものとする。

四　車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直行する鉛直面、自動車の最後端から3,000㎜後方にある車両中心面と直行する鉛直面及び車両中心面から1,875㎜の距離にある車両中心面に平行な２つの鉛直面により囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。

五　車両後退表示投影装置は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2　次に掲げる車両後退表示投影装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

三　法第75条の３第１項の規定に基づき装置の指定を受けた車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

九　低速走行時側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第２項に掲げる性能を損なわないように取り付けなければならない。

十　被牽引自動車に備える低速走行時側方照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。

5　次に掲げる低速走行時側方照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

三　法第75条の３第１項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える低速走行時側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

（新設）